

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R1条-112	指定番号・指定年月日	条指-41	令和元年8月5日、令和3年3月15日 令和3年4月15日、令和4年2月4日 令和4年6月15日、令和5年4月5日 令和7年3月25日、令和7年4月4日 令和7年8月25日	所在地	磯子区新森町1番1の一部、新磯子町33番1
調製・訂正年月日		令和元年8月28日調製（新規指定）、令和元年10月18日訂正（形質変更届出②）、令和2年6月16日訂正（形質変更届出①及び搬出届出）、令和2年6月22日訂正（形質変更完了届出①）、令和3年4月7日訂正（追加指定②、追加指定③、形質変更届出③及び搬出届出、形質変更届出④及び搬出届出）、令和3年8月18日訂正（形質変更完了届出③、形質変更届出⑤及び搬出届出、形質変更完了届出④、追加指定④）、令和3年8月31日訂正（形質変更完了届出⑤）、令和4年4月18日訂正（形質変更完了届出②、追加指定⑤、形質変更届出⑥及び搬出届出）、令和4年6月15日訂正（追加指定⑥）、令和4年7月4日（形質変更届出⑦及び搬出届出）、令和4年8月4日（形質変更完了届出⑦）、令和4年8月16日（形質変更完了届出⑥）、令和5年4月6日訂正（追加指定⑦）、令和5年5月2日訂正（形質変更届出⑧及び搬出届出）、令和5年6月30日訂正（形質変更届出⑨及び搬出届出）、令和5年9月6日訂正（形質変更完了届出⑧）、令和6年4月17日訂正（形質変更完了届出⑨）、令和6年5月23日訂正（一部解除）、令和7年4月3日訂正（追加指定⑧⑨、形質変更届出⑩及び搬出届出）、令和7年5月15日訂正（形質変更届出⑪及び搬出届出、形質変更完了届出⑪）、令和7年9月5日（形質変更完了届出⑩、形質変更届出⑫及び搬出届出、追加指定⑩、形質変更届出⑬及び搬出届出）、令和7年10月3日（形質変更完了届出⑫）				
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所敷地			面積	404.68平方メートル 550.18平方メートル（令和3年3月15日） 564.70平方メートル（令和3年4月15日） 846.70平方メートル（令和4年2月4日） 848.70平方メートル（令和4年6月15日） 960.95平方メートル（令和5年4月5日） 885.95平方メートル（令和6年4月25日） 1,123.35平方メートル（令和7年3月25日） 1,239.85平方メートル（令和7年4月4日） 2,031.2平方メートル（令和7年8月25日）	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する区域にあっては、その旨						

	報告受理 年月日	調査の契機	調査を行った 特定有害物質の種類	土壌の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称
条例形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	① 令和元年6月3日	形質変更	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		エヌエス環境株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 溶出量基準	■適合・□不適合 ■適合・□不適合	
			ふつ素及びその化合物	含有量基準 溶出量基準	■適合・□不適合 □適合・■不適合	
					■適合・□不適合	
条例形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	② 令和2年8月20日	形質変更	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		エヌエス環境株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 溶出量基準	■適合・□不適合 ■適合・□不適合	
			ふつ素及びその化合物	含有量基準 溶出量基準	■適合・□不適合 □適合・■不適合	
					■適合・□不適合	
条例形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	③ 令和2年8月28日	形質変更	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		エヌエス環境株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 溶出量基準	■適合・□不適合 ■適合・□不適合	
			ふつ素及びその化合物	含有量基準 溶出量基準	■適合・□不適合 □適合・■不適合	
					■適合・□不適合	

条例形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	④ 令和3年2月3日	形質変更	四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		エヌエス環境株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	
				溶出量基準	■適合・□不適合	
			ふつ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	
	⑤ 令和4年2月4日	形質変更	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	エヌエス環境株式会社
				溶出量基準	■適合・□不適合	
			ふつ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	
				溶出量基準	□適合・■不適合	
	⑥ 令和4年4月21日	形質変更	四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		株式会社タツノ
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	
				溶出量基準	■適合・□不適合	
			ふつ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	
				溶出量基準	□適合・■不適合	■適合・□不適合

⑦	令和5年2月22日	形質変更	四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		J F E ミネラル株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合		
			ふつ素及びその化合物	溶出量基準 ■適合・□不適合		
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合	□適合・■不適合	
⑧	令和7年1月21日	形質変更	四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		J F E ミネラル株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合		
			ふつ素及びその化合物	溶出量基準 ■適合・□不適合		
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合	□適合・■不適合	
⑨	令和7年2月7日	形質変更	四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		J F E ミネラル株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合		
			ふつ素及びその化合物	溶出量基準 ■適合・□不適合		
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合	□適合・■不適合	

⑩	令和7年6月25日	形質変更	四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合	
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合	
				溶出量基準 ■適合・□不適合	
			砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合	□適合・■不適合 ■適合・□不適合

J F E ミネラル株式会社

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤の搬出	条例汚染土壤の処理方法
	① 令和元年6月7日 (令和元年6月21日)	令和2年4月3日	掘削、杭打設、基礎設置、埋戻	日清オイリオグループ株式会社	有・無	浄化等処理、分別等処理
	② 令和元年10月2日 (令和元年10月21日)	令和3年4月25日	土壤の掘削、基礎設置、アスファルト舗装、埋戻し	日清オイリオグループ株式会社	有・無	-
	③ 令和2年8月31日 (令和2年9月23日)	令和2年12月28日	杭打設、掘削、基礎設置、埋戻し	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	④ 令和2年9月9日 (令和2年9月24日)	令和2年11月27日	杭打設、掘削、基礎設置、埋戻し	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑤ 令和3年3月2日 (令和3年3月25日)	令和3年7月24日	掘削、鋼矢板打設、基礎設置、埋戻し	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑥ 令和3年12月14日 (令和4年1月11日)	令和4年6月3日	掘削、埋戻し、地盤改良	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑦ 令和4年5月25日 (令和4年6月10日)	令和4年7月20日	掘削工	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑧ 令和5年3月23日 (令和5年4月6日)	令和5年7月31日	土壤の掘削、浄化槽・中継槽の設置	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑨ 令和5年6月16日 (令和6年1月13日)	令和6年1月20日	地盤改良	日清オイリオグループ株式会社	有・無	-
	⑩ 令和7年2月21日 (令和7年3月7日)	令和7年3月31日	土壤の掘削 マンホールと埋設配管の更新	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑪ 令和6年3月15日 (令和6年4月4日)	令和7年3月21日	杭工事、基礎工事に伴う土壤の掘削、埋戻し	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑫ 令和7年6月2日 (令和7年6月16日)	令和7年7月30日	基礎工事に伴う土壤の掘削	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理
	⑬ 令和7年7月31日 (令和7年9月1日)	令和7年10月31日	土壤の掘削 マンホールと埋設配管の更新	日清オイリオグループ株式会社	有・無	分別等処理

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書(地歴調査、分析調査、対策完了等)に基づき作成しています。

土壤の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。